**診療施設開設届出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　　千葉県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者　住　所

氏名又は名称

診療施設を開設したので，獣医療法第３条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　開設者の氏名及び住所

（開設者が法人である場合にあっては，当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）

　①氏名又は名称

②住　所 〒

　TEL.

　③開設者(法人の場合は代表者)が獣医師である場合にあってはその旨（該当を○で囲む）

　　 　　　獣医師　・　非獣医師

２　診療施設の名称

３　開設の場所（診療施設の所在地）

　所在地　〒

　TEL.

４　開設年月日　　　　　　年　　　月　　　日

５　診療施設の構造設備の概要及び平面図（別紙）

６　管理者の氏名及び住所（管理者は獣医師のこと）

　①氏　名

②住　所 〒

　TEL.

７　診療の業務を行う獣医師の氏名

　　　　　　　 以上　　　名

８　診療業務の種類（該当番号を○で囲む）

①産業動物：診療の主たる対象が，牛・馬・緬山羊・豚・鶏・うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合

　②小 動 物：診療の主たる対象が犬・猫・小鳥等である場合

　③そ の 他：上記以外のもの

９　添付資料

①開設者が法人である場合にあっては定款

　②診療施設までの案内図（最寄りの駅，建物周辺の地図等）

　③獣医師免許証の写し（原本照合します）

１０　その他

　　診療形態が「往診診療のみ」の場合はその旨

※診療用放射線装置（エックス線装置，診療用高エネルギー放射線発生装置，診療用放射線照射装置，診療用放射線照射器具，放射性同位元素装備診療機器，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を設置する時は，別途届け出ること。